訴　　状

平成２９年6月２９日

宮崎地方裁判所延岡支部　御中

原　告　　黒　木　紹　光

〒８８３－０００４　宮崎県日向市浜町３丁目２９番地

原　告　　黒　木　紹　光

〒８８３－０００４　宮崎県日向市浜町３丁目２９番地　自宅（送達場所）

原　告　　黒　木　紹　光

電　話　０９８２－９５－０００２

ＦＡＸ　０９８２－９５－０００２

〒８８３－００２２　宮崎県日向市平岩４５９４番地

被　告　　黒　木　主　税

損害賠償請求事件

訴訟物の価額　　４１０万９３７５円

貼用印紙額　　２万６０００円

第１　請求の趣旨

１　被告は、原告に対し、金４１０万９３７５円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　訴訟費用は、被告の負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第２　請求の原因

１　当事者

（１）原告黒木紹光は、宮崎県日向市浜町において、コンサルタント業を営む株式会社リマークコーポレーション（以下リ社）の代表者である。

（２）被告黒木主税は、日向農業協同組合（宮崎県日向市鶴町、以下日向農協）に、平成２９年１月まで勤めていた元職員であり、原告黒木紹光とは、県立富島高等学校普通科の同窓生で、元友人である。

２　被告の原告に対する不法行為

２－１　平成１３年3月１３日リ社土地購入資金４８００万円金銭貸借契約（甲第１号証）に係わる経緯

（１）平成１３年３月当時、私が経営するリ社は、学習塾を営んでおり、それまで賃借していた塾舎土地を購入することになった。（塾舎は、平成１０年３月、賃借地に既に建築していた。）

また、当時主税は、日向農協岩脇支店金融共済課長（甲第２号証）の立場にあり、長男〇〇（当時中学３年）が、永年リ社学習塾の塾生であり、私と親交があったことから、日向農協職員として土地購入資金融資担当業務を担った。

（２）全ての必要書類を提出後、日向農協本店における審査が終了し、融資実行直前になったある時、主税から突然、「生命共済加入が融資条件だ。」と告げられた。申込は認可されたと説明されていた私は、「えっ！？」と思ったが、借り手という弱い立場だと、融資条件と告げられれば拒否はできず、借入金額４８００万円に対して、かろうじて、共済額を４０００万円にして、何とか掛け金を月２７０００円程度に抑えることで了承をもらった。（甲第３号証）

しかし、当該募集行為は、独占禁止法第２条第９項第５号（優越的地位の濫用）に

該当し、違法行為である。すなわち、そもそも法的に共済加入を融資条件とすることはできないのみならず、金融共済課長という立場から、自らの営業成績を確保するために、融資条件という虚偽の理由を用いて加入させ、損害を与えた不法行為である。

尚、当該共済契約加入により、私は、平成１３年３月から平成１６年７月解約までの３年４ヶ月間の共済掛け金１０８万２３２０円を払込み、平成１６年７月１４日解約精算金４０万９１３３円を受け取った（甲第４号証）ことから、差引き６７万３１８７円の損害を被った。

また、この損害を与えたのは、日向農協ではなく、当該不法行為を企て実行した主税であることは言うまでもない。

（３）さらに、融資実行前日、主税から自宅不動産担保差入れが融資条件と告げられたが、事前の融資条件の打ち合わせにおいては、「会社の土地建物で十分な担保価値（極度額６０００万円）があるから大丈夫。」（甲第５号証）との合意があった訳で、合意に基づかない一方的な取引条件の変更は、共済加入同様、独占禁止法違反（優越的地位の濫用）に該当する。

付言するに、前日に告知するくらいだから、計画的なものではなく、恐らく本店上司との相談による行為だと推察する。また、自宅不動産は、住宅金融支援機構が一番抵当権を設定（甲第６号証）していることからするなら、わざわざリ社金銭貸借契約の共同担保とする価値に乏しく、単なる借入者に対する心理的抑圧効果を目的とした、顧客イジメにも等しいものである。

（４）さらに平成１３年４月初め、主税がリ社事務所にやってきて、一枚の用紙を取り出しながら「印鑑をくれないか。」と言うので、「何か？」と尋ねると、「建物の火災保険は先に他社に加入しているから、その保険期間が終了したら、ＪＡ共済に加入する約束をする念書（甲第７号証）だ。」との返事だった。

「何か変だ。そんな契約を強制するような書類を取り付けてもいいのかな？」と思

いつつも、当時は知識もなく、主税の話では、それも含めて融資条件という説明だったので、押印するしかなかった。しかし、この時私に嫌な予感というか、胸騒ぎがして、主税が書類を持ち帰る前に、コピー（甲第７号証）を取った次第である。

そして、後で確認すると、「下記の証書（生命共済証書）を差し入れるとともに万一の場合、共済金を貴組合の融資の支払いに優先して充当する旨確約いたします。」とあり、私は「しまった！（押印時にその一文を読んでいなかった）」と思ったが、既に遅く、慌てて主税に電話して、生命共済証書のコピー（甲第３号証）を送るように依頼し、ようやく手に入れたのが実態である。つまり、私が気付いて依頼しなければ、自分が加入した共済の証書さえ配布されなかったことになる。

当然ながら、共済金の優先充当を強要する行為、質権設定をしていないにも拘らず生命共済証書を契約者に渡さない行為、建更（または火災共済）加入を約束させる行為は、独占禁止法もしくは保険法違反である。

２－２　平成１６年5月２８日リ社運転資金７００万円金銭貸借契約（甲第８号証）に係わる経緯

（1）平成１６年３月、塾の生徒だった主税の長男〇〇（当時高校３年）が、目出度く有名国立大に合格した。合格発表直後のある晩、「今日は合格祝いだ。」と言って主税に誘われて食事に出かけた。主税はその晩上機嫌で、「お前には世話になった。もし〇〇が駄目になったら、俺とお前で半分ずつ弁済して解決しよう。」と言った。

実は、平成１３年１０月に、別な友人〇〇から金銭相談があり、その時私が主税に借入可能かどうか相談すると、私が保証人になることを条件に日向農協が２００万円融資することになった（甲第９号証）が、その返済が、残金約１５０万円で滞っていたことについてのコメントだった。

既に自分にも余裕がないのに、〇〇のことでも苦しんでいた私にとって、涙が出るほど嬉しい一言であると共に、その人間性に疑念を深めていた主税に対する靄が半分晴

れる出来事だった。

（2）翌月４月、私は急遽事業の運転資金が必要となり、主税に借入申込の相談をした。額は５５０万円、期間は１年だった。当時主税は、本店金融共済部課長補佐の立場にあり、口頭で了解を貰い、岩脇支店で申込手続きを進めるように言われたので、申込用紙（甲第１０号証）を貰って準備していた。すると数日後、主税から「そのことについて岩脇支店で打ち合わせをするから、いっしょに支店に行こう。」と連絡があり、主税が車で迎えに来たので、私は、主税の車の助手席に乗り込んだ。

「何か雰囲気が少し変だな。」と思った直後、主税が運転しながら次のように言った。「〇〇の分（代位弁済分）も融資するから（今回の運転資金借入金と）いっしょに弁済したらどうかと部長が言っている。お前が〇〇から回収すればいいじゃないか。」以前からどうも胡散臭いと感じていた主税の正体が現れた瞬間だった。私は、返事をすることなく、主税の言葉を噛み締めながら、そのまま車に同乗して岩脇支店に向った。

支店の会議室で、５５０万円ではなく、〇〇の債務約１５０万円が上乗せされた７００万円の借入契約の詳細が話し合われ、合意された。主税が半分負担すると約束したことを話そうか迷ったが、話せば、話がこじれることは火を見るより明らかだったし、この融資自体がなくなることを恐れ、言い出せなかった。

（3）その後、合意内容にそって借入契約の申込手続きを進め、後は５月２８日の融資実行を待つのみとなった。ところが、融資直前になった時、岩脇支店から「奥さんの保証人追加が条件になったので、書類を揃えて持ってきてくれ。」と連絡があった。「合意内容にはなかったじゃないか。」と言ったが、「条件です。」と切り換えされ、それ以上抵抗できなかった。もちろんこれも合意のない一方的な取引条件の変更であり、独占禁止法違反（優越的地位の濫用）である。

（4）さて、融資実行の５月２８日朝が訪れ、出かける準備を整え、岩脇支店に行こうとして玄関を出た時だった。主税から私の携帯に電話がかかった。「単なる確認の

電話だろう。」と思った私は、要件を聞いたらすぐに切って、出発するつもりだった。

すると、全く予期しなかった主税の言葉が聞こえた。「今回の融資は実家の土地建物を担保にするのが条件だからよ。」。「（はあ！融資実行の当日の朝になって、追加担保の強要！ふざけるな！！）」と言いたいのを抑えて、努めて冷静に「実家の土地建物担保提供については、事前交渉の中で、家族の信頼関係を破壊するトラブルに発展するという理由で断り、了承を得たじゃないか。」と、岩脇支店での合意内容を伝えた。この時点で、私も、我慢できないぎりぎりの状態だったが、とにかく、後のことを考えて爆発は避けようと考えていた。それから、こんな理不尽な条件をのまなければいけない理由はどこにもない、とも考えていた。

すると、次に再び耳を疑うような予期しなかった主税の言葉が聞こえた。「てなわんじゃないか（仕方がないじゃないか）、条件ぞ！」と、私に向って凄んだのである。流石の私も、これには本当に驚いた。

これじゃあまるでサラ金の取り立てだ。融資実行の当日の朝になって、追加担保の強要である。即座に私は「凄まれたところで、できないものはできない。この話はなかったことにしよう。」と言って、電話を切った。すると、しばらくして岩脇支店の担当者から、「追加担保は必要ありません。」と電話がかかってきた。結局電話の後、私は、岩脇支店に向い、融資を実行してもらった。

もちろんこの行為は、同様に、合意のない一方的な取引条件の変更通告であり、独占禁止法違反（優越的地位の濫用）であるだけではなく、実態としては強要罪（未遂）に該当する。そして、主税の一連の行為は、上司との相談に基づいていたものと考えられる一方で、明かに個人として主体的に係わっており、友を欺き、脅して条件をのませようとする意図があったと確信する。

（5）５月３１日、私は、〇〇の借入契約の保証人として、１４８万８５０６円の代位弁済をした（甲第１１号証）。債務者本人である〇〇が、自己破産している訳でも、返済能力及び返済意思をなくした訳でもないにも拘わらず、一方的に、私にのみ弁済

させたのは、私が運転資金の借入申込をした弱みにつけ込んだ、やはり独占禁止法違反（優越的地位の濫用）であり、それと共に、主税が半分負担すると約束した履行を免れようとする、主税の個人的な意向が強く働いた不法行為である。

２－３　平成１８年４月２１日主税ストーカー行為に係わる経緯

（１）平成１８年４月３日、私は、主税に、償いを求める旨の書簡を出した。とりわけ、平成１６年の約束反故及び担保提供強要行為（未遂）は、非常に悪質であるし、本人が、その点についてどう考えているかを知りたかったからである。返事があるにしろないにしろ、概ね真意が見えるだろうと考えた。

（２）主税からの返事がなかったので、平成１８年４月１５日、私は、主税の奥さんに、事情説明の書簡を出した。主税の子供が、長い期間私が経営する学習塾に通塾していた関係でよく知っていたし、奥さん自身も、私と主税の関係を知っていたからである。しかし、再び返事はなかった。

（３）平成１８年４月２１日午後１０：２１から１０：５４までの３３分間に、着信のみ６回と留守録音９回の計１５回、主税より嫌がらせ電話があった。最初の５回と途中１回は着信のみのまま電話を切っているが、６回目に最初の留守録音「電話しろ！しんきな！」に始まり、計９回の留守録音が記録されていた。口調からかなり酒に酔っていることが窺われた。常軌を逸した卑劣な行為だが、これは、明かにストーカー規制法違反である。

もちろんこんな経験は初めてだったので、ショックは想像以上に大きく、言いようのない気持ち悪さを感じた。その後、かなりの長期間、「また電話がかかってくるのではないか？」という嫌悪感に襲われ、精神的に不安定な日々を過ごした。

（４）いずれにしろ、主税がどのような考えでいるかは、ほぼ分かった。悪いことをしたとか、謝罪したいとか、後悔しているとは、全く思っていない。確かに、そんな優しさがあるなら、初めから、あのような無責任で残酷な言動はできない。人の痛みが分からないからこそできる仕業である。

３　請求に至る経緯と請求の根拠

（１）事件の始まりである平成１３年３月から、約１６年４ヶ月経過した。観てきたように、独占禁止法違反（優越的地位の濫用）や虚偽通告による募集行為や強要などの不法行為が、長期間に渡って継続的に行われてきた。

しかしながら、それらが、その時々において、個人を対象とした損害賠償請求が可能な不法行為であるという認識はなかった。民法第７０９条（不法行為による損害賠償）及び７１０条（財産以外の損害の賠償）の存在を、具体的に知らなかったからである。ストーカー行為は別にして、つい最近（本年４月頃）まで、一連の行為は、単に事業者の業務上の違法行為の類型として認識していた。

（２）実は、事件の発端となった平成１３年３月１３日リ社土地購入資金４８００万円金銭貸借契約（甲第１号証）を、本年３月３１日完済（甲第１２号証）した。本契約については、過去日向農協との間で継続していた条件変更交渉が、平成２３年以降極度にこじれ（甲第１３号証）、その後の平成２５年６月、日向農協が保証人である私の兄所有実家不動産を仮差押え（甲第１４号証）したことから、リ社及び兄所有各不動産の差押えリスクが現実的に高まった。

したがって、差押えという最悪の事態を避けるためのソフトランディングを目指す交渉及び相談に注力することに終始した結果、日向農協及び主税による一連の違法行為を調査し、整理する機会が失われた状態が長期間続き、今日に至ったものである。

（３）３月３１日完済によって、この度、ようやく一連の行為について調査し、整理する機会を得た。そして、本件の場合、民法第７２４条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。」と民法第１６６条（消滅時効の進行等）「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」を検討しなければならない。

さて、平成8(オ)2607損害賠償請求事件平成14年1月29日最高裁判所第三小法廷によれば、

「７２４条にいう「損害及ヒ加害者ヲ知リタル時」とは，被害者において，加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に，その可能な程度にこれらを知った時を意味するものと解するのが相当である。」とする。

したがって、前述（１）の事情と除斥期間２０年間から、被告黒木主税に対する損害賠償請求の法的有効性を確認した次第である。

（４）４月以降、事件に係わる情報を整理（「事件経緯表」甲第１５号証）していく過程で、単なる事業者の違法行為を超え、主税個人が主体的に言動している事実を認識すると共に、それらが、民法第７０９条及び７１０条に該当することを認識できた。（以下、丸番号は「事件経緯表」内表示と一致）

まず、①平成１３年３月２９日の融資条件だと偽って生命共済に加入させた不法行為によって、６７万３１８７円の損害を被った（２－１（２））。また、これに対する精算日である平成１６年７月１４日以降本日（平成２９年６月２９日）まで、延４７３０日間の法定利息年５分相当額は、４３万６１８８円だから、合わせて１１０万９３７５円となる。

尚、生命共済については、主税に融資条件と告げられて仕方なく加入したが、本来必要性がないものであったため、平成１３年９月主税に解約を申し出ると、「最低２年間は解約しないで欲しい。フリーローン１００万円を紹介するから、それで何とかして欲しい。」と懇願され、平成１３年９月２７日にフリーローン１００万円を提供され（甲第１６号証）、共済解約を見合わせた経緯がある。

このフリーローン自体も、その時点で生命共済を解約していれば、全く必要性がないものであった。

（５）次に、②平成１３年３月１３日リ社金銭貸借契約時に、その必要性もないのに、事前の相談なく一方的に自宅不動産の担保差入を強要され、引き続き③平成１３年４月初め、独占禁止法によって禁じられた不公正な取引行為であるＪＡ共済の加入を約束させる「念書（甲第６号証）」提出を強要された。この時のふたつの行為によって、被った精神的重圧及び苦痛による損害は、金５０万円に相当する。

（６）三番目に、④代位弁済半額負担を約束しながら、自らの債務を免れる目的で反故にした上、勤務先での自らの立場を優位にするため、貸し手としての優越的地位を利用して私に全額代位弁済させただけではなく、⑤事前の合意内容を反故にして、実家不動産の担保提供を脅迫表現で強要した（未遂）行為によって、被った精神的重圧及び苦痛による損害は、金１５０万円に相当する。

（７）四番目に、⑥平成１８年４月２１日午後１０：２１から１０：５４までの３３分間、計１５回もの嫌がらせ電話によって、被った精神的重圧及び苦痛による損害は、金１００万円に相当する。

（８）因みに、主税は、資金の貸し手としての優越的地位をフルに利用しながらの共済募集活動、担保強要、借り手を窮地に追い込む強引な債権回収などの功績を評価されて、平成２１年には、目出度く岩脇支店長に昇格している。（甲第１７号証）

（９）尚、主税が日向農協内で一貫して金融共済部門に所属し、要職の立場にあったことからすれば、独占禁止法を初めとするコンプライアンス関連知識は当然あった筈なので、一連の違法行為は違法を認識した上での確信的行為である。その点において、全ては自らの営業成績と組織内の優位な立場獲得という強い動機に基づいたものである。

すなわち、主税を律するものは、法秩序や良心ではなく、自らの利益のためなら違法行為も、友への背信及び虐待も厭わない悪意であると言えよう。

そして、その犠牲となった私が、行為の時のみならず、今尚苦しみ続けていることは言うまでもない。このままでは死ねない。

４　よって、

原告は、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、金４１０万９３７５円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員の支払を、求める。

証拠方法

1	甲第１号証	リ社土地購入資金４８００万円金銭貸借契約証書
2	甲第２号証	平成１３年３月日向農協岩脇支店組織図
3	甲第３号証	終身共済証書
4	甲第４号証	契約者受払伝票
5	甲第５号証	根抵当権設定契約証書
6	甲第６号証	自宅土地建物登記事項証明書
7	甲第７号証	念書
8	甲第８号証	リ社運転資金７００万円金銭貸借契約証書
9	甲第９号証	○○２００万円金銭貸借契約証書
１０	甲第１０号証	借入申込書兼稟議書
１１	甲第１１号証	債務弁済証明願
１２	甲第１２号証	完済書類の送付（ご案内）
１３	甲第１３号証	貸出条件変更申請決定通知書
１４	甲第１４号証	実家土地建物登記事項証明書
１５	甲第１５号証	事件経緯表
１６	甲第１６号証	証書貸付償還予定表
１７	甲第１７号証	平成２１年度新体制名簿

附属書類

1	訴状副本	１通
2	甲号証写し	各２通
3	証拠説明書	２通